

京都市告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年12月7日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動 法人 京都自立 支援センター フューチャー	就労継続支援B 型	特定非営利活動 法人 京都自立 支援センター フューチャー南 支店 2614181325	京都市南区上鳥 羽西浦町30番 地	平成30年11月 30日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)